

長崎県全世帯広報誌 「つたえる県 ながさき」

平成30年3月号

特定複合観光施設(IR)の導入を進めています!

県では、本県の魅力発信や交流人口の拡大、新たな雇用創出のため、県内へのIR導入に向けた準備を進めています。

今回は、IR導入によって懸念されるギャンブル依存症※の防止対策について紹介します。

※その人の人生に大きな障害が生じるにも関わらず、ギャンブルを続けたいと言う衝動が抑えきれない病態をいう。(出典:独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センターHP)

特定複合観光施設(IR)とは?

国際会議場や展示場、エンターテイメント施設、ホテル、カジノなどが一体となっている観光施設
※設置区域は、国内2、3ヵ所を政府が決定

日本型IRのギャンブル依存防止対策

ギャンブル依存防止対策については、国会で基本法案が審議されているほか、IRの制度設計においても必要な措置の検討が進められています。

入場に係る対策

入場料の賦課、マイナンバーカードによる本人確認を行い日本人の入場回数を制限、20歳未満の入場禁止などを検討

広告に係る対策

IR区域外でのカジノ事業に関する広告物の禁止、依存症が疑われる方や青少年への広告・勧誘の遮断などを検討

事業者の義務

相談窓口設置の義務付け、本人・家族申告による利用制限の義務付けなどを検討

IR導入国(シンガポール)の事例

- 依存症問題対応のための専門機関の設置
- ギャンブル依存症の効果的な治療方法に関する調査
- 本人・家族申告による利用制限など

	2008年	2011年	2014年
ギャンブル依存症患者等の割合	2.9%	2.6%	0.7%

※IR開業は2010年

※県政出前講座などでIRに関する説明を行っています。お気軽にお問い合わせください。

問合せ

県の政策企画課IR推進室 ☎095-895-2037

長崎県政策企画課 検索